

指定管理者評価シート

所管課: 福祉保健部長寿福祉課

施設名称	秋田市老人いこいの家	指定管理者名称	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
指定期間	令和5年4月～令和10年3月	評価対象期間	令和6年4月～令和7年3月

	利用者数	収入(A)	支出(B)	収支額(A-B)
令和4年度	29,238人	30,848,423円	30,848,423円	0円
令和5年度	28,152人	31,474,562円	31,474,562円	0円
令和6年度	27,805人	31,855,498円	31,849,912円	5,586円

※収入及び支出はいこいの家3館の合計金額

評価項目	評価
1 市民の平等な利用の確保	A
①平等な利用確保 ・不当な利用制限や特定の利用者の優遇を行っていない ・個々のサービスについて、対応者による格差は生じていない	A A
2 公の施設の設置目的の効果的な達成	B
①法令等の遵守 ・条例、規則、基本協定、仕様書等に基づき、指定管理者の業務を適正に行っている	A
②地域振興への貢献 ・地域関係機関、ボランティア等との連携が図られている ・地域の特性を活かした自主事業を実施している	A B
③広報活動の実施 ・施設情報の提供や自主事業のPRを積極的に行っている	B
④施設の利用促進 ・施設の利用促進に向けた効果的な取組を行っている	B
⑤サービスの向上 ・利用者に対するサービス向上の取組がなされている	B
3 効率的な管理	A
①施設・備品管理 ・建物・設備が適切に管理され、安全性と良好な機能が保持されている ・備品が適切に管理されている ・市民が快適に利用できるよう、清掃が行き届いている	A A A
②環境への配慮 ・電気・水道等の効率的利用や廃棄物の抑制など省エネ対策に取り組んでいる	A
4 適正かつ確実な管理を行う能力	B
①適正な人員配置 ・施設の管理運営のため、適正な人員配置が行われている ・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされている	A A
②接遇・研修・苦情対策 ・利用者に対する職員の接遇、マナーは適切である ・職員の資質の向上のため、研修等を行っている ・アンケート等、寄せられた意見や苦情に適切に対応できる仕組みが整っている	B B B
③安全管理・危機管理 ・事故防止のための取組を行っている ・事故や災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう責任体制やマニュアル等が整備されている ・マニュアル等に基づき防災訓練等を定期的に行っている	A A A
④個人情報の保護 ・個人情報保護の重要性を認識し、適正な取り扱いが図られている	B
⑤収支状況 ・収支計画に基づいた適切な執行を行っている ・文書、帳簿、通帳の管理を適切に行っている	B B
5 その他【老人いこいの家について】	A
施設間の連携 ・複数の施設を受託している場合、施設間の連携を図り、効果的・効率的な一括管理がなされている。	A
総合評価	A

＜評価に係る特記事項＞

以下の内容は、昨年度に実施した評価でも指摘している内容であることから、確実な改善をお願いする。

・「4 適正かつ確実な管理を行う能力 ④個人情報の保護」について、職員に周知徹底を図っているが、令和6年度は個人情報の保護に関する研修は未実施であることから、より一層の安全管理・危機管理や個人情報の保護の取組を図る必要がある。

・「4 適正かつ確実な管理を行う能力 ②接遇・研修、苦情対策」について、令和5年度は事務局が大雨災害対応のため、研修の実施体制が整わなかったことは考慮すべきことと判断するものの、令和6年度も未実施であることから、職員の資質向上にはかかせない事項であることから次年度以降、確実に実施すること。